

第1 審査会の結論

和歌山県監査委員（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「平成9年度の監査対象となる出資による権利（出資金・出捐金）及び補助団体一覧表」（以下「本件公文書」という。）について行った非開示決定は、これを取り消し、全部を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県公文書の開示に関する条例（平成5年和歌山県条例第2号。以下「旧条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し本件公文書について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求に対して、本件公文書を特定し、旧条例第9条第8号に該当するため開示しないとして非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成9年6月23日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成9年8月22日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨については、本件処分を取り消し、本件公文書の全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書に記載されていると考えられる情報（監査対象先の名称、所在地、代表者氏名、県庁内の担当窓口名、県の出資金額、出資割合、補助金額等）は一般に知り得る情報である。監査対象先に

については、県が出資、出捐若しくは補助するものと明確に法律で規定されており、県が出資、出捐若しくは補助する先、出資出捐金額や補助金額については各々の行政の窓口で一般に情報提供を受けることができる。

また、異議申立人は、実施機関の事務局職員から口頭で一定の基準を設け監査リストを作成しているという情報提供を受けた。つまり、平成9年度の監査対象になる団体等の名称は広く知らされているものであり、実施機関の掲げる非開示理由には全く根拠がない。本件公文書の一部に問題がある箇所があるならば、その部分の非開示理由を明確にし、部分開示することが条例の主旨に沿うものである。

- (2) 明確な理由がなく、ただ他の機関から提出された情報であることを理由に開示を拒否することは、旧条例第9条第8号を乱用し、旧条例の主旨を不当に逸脱するものである。

実施機関は、第三者から得た情報を開示することで、第三者との関係が損なわれるとしているが、それは開示する内容によるのではないか。本件のように監査事務に関係するというだけの理由で公文書が非開示となれば、実施機関の公文書は開示の対象であるにもかかわらず、実際には全てが非開示となってしまうことになる。

- (3) 監査が恣意的になされていないか、また、バランスよく効率よく行われているかどうかについて開示し、県民の支持を得るためにも、旧条例の特例に当たる非開示決定を乱用すべきでない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、他の機関から報告を受け実施機関で作成した第三者の情報であり、監査事務に関する情報であって、これを開示することにより、他の機関との協力関係若しくは信頼関係が損なわれ、監査時の質問に対する回答や資料の提出を拒否されるおそれがあり、今後の監査の円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため、実

施機関から開示すべきものではなく、非開示とした。

- (2) なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第8項の規定により、監査委員は、関係者に対し帳簿、書類、その他の記録の提出を求めることはできるが、拒否された場合については定められておらず、監査の円滑な執行のためには他の機関との協力関係若しくは信頼関係は不可欠である。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が地方自治法第199条第7項に基づく監査を平成9年度に実施するため、監査実施前に県の各課室に提出を依頼し、その報告に基づき実施機関がとりまとめ、作成したものである。

本件公文書のうち、「出資による権利（出資金・出捐金）」は、出資金に係るものと出捐金に係るものに分けて、団体名、担当課室名、資本金（基本金）の額、出資金（出捐金）の決算年度末現在高及び監査対象法人に該当するかどうか記載された一覧表となっており、また、「補助団体一覧表」は、本庁内に事務所を置く団体と本庁外に事務所を置く団体に分けて、監査対象となる補助金500万円以上を支出した団体について、担当課室名、団体名及び補助金額が記載され一覧表となっている。そして、それぞれの表には、平成4年度から平成9年度の間監査を実施した年度がわかるように印が記載（補助団体については平成3年度以前の監査実施年度も記載）されている。

2 旧条例第9条第8号の該当性について

- (1) 旧条例第9条第8号は、県の機関等が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるものについては、これを非開示にすることができる情報と規定している。

- (2) 実施機関は、本件公文書は、他の機関から任意に報告を受け実施機関が作成した第三者の情報であり、監査事務に関する情報であって、これを開示することにより、他の機関との協力関係若しくは信頼関係が損なわれ、監査時の質問に対する回答や資料の提出を拒否されるおそれがあり、今後の監査の円滑な執行に支障が生じるおそれがあると主張する。
- (3) そこでまず、本件について、公にしないことを前提に任意に提供を受けた情報を、提供した者の意に反した形で開示してその信頼を裏切ることになる場合などのように、開示することにより、相互の信頼に基づいた誠実で適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすと認められる情報に当たるかどうか検討する。実施機関は、この点につき本件公文書に記載された情報を他の機関から取得したものであるもので開示することに支障があると主張するのみで、公にすることについて提供した者の意に反しているかどうか、また、本件公文書中のどのような情報が公にされることで、実施機関と他の機関との間の協力関係若しくは信頼関係がどのように損なわれるのかについて、具体的な説明がなく、ただ単に抽象的にその可能性を言うに過ぎない。そもそも、本件公文書の内容である情報は、公表しないことを前提に提供を求めたものとは認められないし、そのようなことを前提にして提供を求める合理性も存しない。のみならず、本件公文書がたとえ任意に提供された情報を基に作成された文書であっても、本件公文書が開示されたからといって、実施機関と他の機関との間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれるとは認めがたい。
- (4) 次に、本件公文書が開示することにより事務事業の適正で円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報に該当するかどうか検討する。本件公文書に記載されている団体名等前記1の情報は、担当課室が監査調書に必ず記載しなければならない事項であり、たとえ実施機関がその内容を開示したところで、将来、同種の情報入手に困難を来したり、監査事務の適正で円滑な執行に支障を及ぼすおそれはおよそ考えられないのであって、このような情報を非開示とする合理的な理由があるとは認められない。

なお、地方自治法第199条は、監査委員の職務権限について規

定しており、監査委員から担当課室に対し、出資金・出捐金、補助金等に係る資料として提出要請がなされた公文書については、担当課室がこれを拒む正当な理由があるとは考えがたく、前述のように、たとえ本件公文書が「任意により提供された」資料を基に作成されたものであったとしても、本来、その資料は、同条の規定に基づき担当課室として提出する義務があるものとするのが相当であって、任意提供によってのみ得られる資料ということはいくつかできない。

- (5) また、本件公文書には、他の機関から提供を受けて記載した情報以外に、実施機関独自に作成した情報として、監査実施年度に関する情報及び代表監査委員若しくは実施機関の事務局職員がこれらの団体の監事となっている場合はその事実が記載されている。これらの情報のうち、監査実施年度に関する情報については、監査対象となる団体の過去又は当該年度における監査の実施状況が印若しくは数字により記載されており、監査が行われた年度又は当該年度に監査が行われることが判る情報である。実施機関からは、これらの情報を開示した場合の支障についての具体的な根拠に基づく説明はなく、客観的にみても非開示とする合理的な理由は認められない。
- (6) その他諸般の事情を検討しても、本件公文書に記載された情報が旧条例第9条第8号に該当する事由は認められない。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会では、本件異議申立てについて実施機関から諮問を受けた後、異議申立人に対し、文書及び口頭により意見書の提出を求めていたところ、異議申立人から意見書を提出する意思表示があったことから、意見書の提出後に審議を進めることとしていたために案件処理が遅れたものであるが、今後は、案件処理の迅速化のため、諮問を受けた案件に係る審議の進め方について検討する必要があると考える。

[答申に至る経過]

年 月 日	審査の経過
平成 9 年 9 月 1 0 日	諮問（実施機関）
平成 9 年 1 1 月 7 日	実施機関からの理由説明書を受理
平成 1 5 年 1 0 月 2 8 日	審議
平成 1 5 年 1 2 月 1 日	異議申立人からの意見書を受理
平成 1 5 年 1 2 月 4 日	審議
平成 1 6 年 1 月 3 0 日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成 1 6 年 2 月 1 2 日	異議申立人からの意見及び説明聴取
平成 1 6 年 2 月 2 7 日	審議
平成 1 6 年 3 月 2 4 日	審議